

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2023 年 4 月 1 日
東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号
株式会社ジャルセールス

2023 年 3 月 31 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社ジャルセールス
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
JAL トラベル旅行券、JTS 旅行券、JAL トラベル旅行券（北海道）、HTS 旅行券
3. 払戻しの申出期間
2023 年 4 月 1 日（土）～2023 年 9 月 30 日（土）（当日消印有効）
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから
除外されますので、ご注意願います
4. 申出の方法
当社ホームページ掲載の「払戻申込用紙」「払戻券番号記入用紙」に必要事項を記入のうえ、
対象の旅行券とともに「JAL トラベル旅行券 払戻し事務局」まで郵送ください
5. 払戻しの方法
「払戻申込用紙」にてご指定いただいた銀行口座にお振込みさせていただきます
なお、振込手数料は弊社負担とさせていただきます

※申出の方法、払戻しの方法の詳細は、下記ホームページにてご案内しております
<https://jalsales.com/contact/>
6. 払戻しにあたっての注意事項
(1) 払戻し対象外の旅行券や物品をお送りいただいた場合は、弊社より着払いにて
返送させていただきます。
(2) 損傷・汚損・改変等がある旅行券は、払戻し出来ない場合がございます。
(3) お送りいただいた旅行券は、弊社にて回収いたします。いかなる場合においても
払戻しとなった旅行券につきましては返却に応じることはできません。
7. 払戻しに関する問い合わせ先
株式会社ジャルセールス JAL トラベル旅行券払戻し事務局
TEL : 03-6720-8543

以上